

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第2972号)

令和5年1月24日

横情審答申第2972号  
令和5年1月24日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に  
ついて（答申）

令和2年4月21日総法第23号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「電子メール（平成27年8月27日14時15分受信分）」及び「ケース移管  
（担当者変更）について」の個人情報一部開示決定に対する審査請求につい  
ての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「電子メール（平成27年8月27日14時15分受信分）」及び「ケース移管（担当者変更）について」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「総務局法制課が保有する請求者に関する、本籍、民族・人種、家族名、学歴、取得学位、学校終了（在学関係終了）の理由、病歴・健康状態、犯罪・非行歴、職歴、家族の暴力団関係者有無、犯歴事務照会結果（家族も含め）についての情報（保有データ）」の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和元年12月27日付で行った「電子メール（平成27年8月27日14時15分受信分）」（以下「個人情報1」という。）及び「ケース移管（担当者変更）について」（以下「個人情報2」という。個人情報1及び個人情報2を総称して、以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 個人情報1について

審査請求人に対する嘱託医の所見は、戸塚区福祉保健センター生活支援課（以下「区生活支援課」という。）が行う審査請求人の医療扶助の決定等の生活保護事務に係る情報である。そして、嘱託医は、審査請求人本人に開示されないことを前提とし、区生活支援課からの照会に応じているものと認められるが、これが開示されると、区生活支援課と嘱託医との間の信頼関係が損なわれるとともに、今後、審査請求人本人に対する所見が求められた場合、嘱託医が率直な見解を示すことを躊躇する等、審査請求人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じる現実的なおそれがあるものと認められるため、非開示とした。

(2) 個人情報2について

審査請求人に対する担当者の見解は、生活保護業務の引継ぎのため、その重要性を勘案して抽出・要約した内容が記載されているものと認められるが、性質上、審査請求人とのやりとりを具体的に全て記載したものではなく、それが本人の認識と異なっていた場合、ケースワーカーとして、審査請求人を継続的に支援することを任務とする担当者と審査請求人との間の信頼関係が損なわれ、ひいては今後の適正かつ円滑な指導援助が困難になるなど、生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるものと認められるため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、意見書及び意見書（追加）において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 個人情報1及び個人情報2について開示せよとの裁決を求める。
- (3) 審査請求人の健康状態に関わる内容の記載があり、生活保護実施機関並びにその監督行政庁たる横浜市の認識について、知る権利があり、また、その必要がある。
- (4) 生活保護のケース記録は、公的機関、公務員によるある人物の一定期間の生活記録として、評価の部分も含め高い信用力を有するものである。生活保護事務以外の場面で、公文書として使用された場合、本人の権利、利益に重大な影響を及ぼす可能性もある。

これは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、条例の非開示理由についての規定が想定しないものである。したがって、開示請求の本来の趣旨、日本国憲法第13条（昭和21年憲法）の保障する自己情報コントロール権の趣旨に基づき、非開示部分の請求が認められるべきである。

- (5) 横浜市に対しては、横浜地方裁判所令和元年特定事件を提起し、事件の審理が行われた。同事件記録については、総務局総務部法制課（以下「法制課」という。）が所管し保管しているはずである。審査会において閲覧申請手続の上、全記録を参照なさを希望する。
- (6) 非開示部分となっている電子メール及びケース記録の該当部分には、審査請求人の健康状態に関する内容が記載されている。その後、生活保護は、令和2年5月1日付で、経済状況の変化がないにもかかわらず廃止されているが、それに上記の内容も関係がある、との情報を横浜市担当部局は審査請求人に対して発している。つ

まり、生活保護実施機関及び横浜市は、審査請求人が「犯罪行為」を行った「精神障害者」である、と保護開始直後から、ある情報提供により認識しており、よって、その内容が記載されていることは間違いなく、本人としては確認する必要があると考えている。

(7) 令和3年6月15日、最高裁判所第三小法廷（宇賀克也裁判長）は、未決拘禁者の収容中の診療録（カルテ）について開示の対象となる、との判断を行っており、審査請求人に関する上記事件についても、ましてや生活保護記録における健康に関する記載であるから、最高裁判所に係属していた場合、同様の判断が下された（開示すべきとの判断がなされた）と考えている。

(8) その後の生活保護事務の実施（廃止）が適法になされたものかの判断にも関わるため、開示を強く求めるものである。

## 5 審査会の判断

(1) 訴訟等の統括及び調整に係る事務並びに生活保護に係る事務について

ア 訴訟等の統括及び調整に係る事務について

法制課では、実施機関を被告とする訴訟が提起された際、当該訴訟に係る業務を所管する各区局の所管課と連携し、当該所管課を支援している。

法制課は、所管課を支援するに当たって、所管課から訴訟追行のために必要な資料の提供を受ける。

イ 生活保護に係る事務について

生活保護事務においては、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて金銭の給付や医療・介護等の現物給付を行っている。横浜市では、法第19条第4項に基づき、横浜市福祉保健センター長委任規則（平成13年12月横浜市規則第111号）を定め、法による保護の開始、変更、廃止等の事務を各区の福祉保健センター長に委任している。また、横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条に基づき、「生活保護法に規定する保護等の決定及び実施に関すること」は、各区福祉保健センター生活支援課が行っている。

(2) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、審査請求人が提起した生活保護の申請に係る訴訟の支援に当たって、法制課に対して区生活支援課から提供された資料である。このうち、個人情報1は、審査請求人に対する医療扶助の決定等に伴う専門的判断及び必要

な助言を得るため、区生活支援課が嘱託医と嘱託医協議を実施した後、その協議結果について、健康福祉局生活福祉部生活支援課から法制課宛てに送信された電子メールである。

また、個人情報2は、区生活支援課において、生活保護受給者である審査請求人の担当者が変更になった際、新旧担当者が引継ぎに用いた文書である。

イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、個人情報1に記録された職員の個人電子メールアドレス並びに嘱託医協議を行った医療機関の診療科名、医療機関名、担当医師名及び協議内容（以下「本件協議情報」という。）並びに個人情報2に記録された引継ぎ事項の一部（以下「本件引継ぎ情報」という。）を条例第22条第7号に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 職員の個人電子メールアドレスについて

(ア) 実施機関は、個人情報1のうち職員の個人電子メールアドレスについて非開示としており、この点について実施機関に確認したところ、職員の個人電子メールアドレスは、開示すると、当該職員の行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号柱書に該当するため非開示としたとのことであった。

(イ) 職員の個人電子メールアドレスは、日常の事務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、明らかになると、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、当該メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあることから、本号柱書に該当する。

ウ 本件協議情報について

当審査会が見分したところ、個人情報1のうち本件協議情報は、審査請求人に係る生活保護事務を所管している区生活支援課が、担当の嘱託医との間で実施した嘱託医協議の詳細な内容に係る情報であり、協議先の医療機関の情報、嘱託医の氏名、医療機関に対する照会内容及びその結果得られた内容、協議を踏まえた今後の対応方針が記録されていた。協議先である医療機関は、本件協議情報につ

いては、生活保護の受給者本人等には開示されないことを前提として照会に応じているものと認められる。これらの情報を受給者である審査請求人に開示すると、実施機関と当該医療機関との間の信頼関係が損なわれ、今後、当該医療機関の協力が得られなくなるなど、実施機関の生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものと認められる。さらに、実施機関の対応方針が明らかになり、それが審査請求人の認識と異なっていた場合、実施機関と審査請求人の信頼関係が損なわれ、実施機関の生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれもあることから、本号柱書に該当する。

#### エ 本件引継ぎ情報について

(ア) 当審査会が見分したところ、個人情報2のうち本件引継ぎ情報は、審査請求人に係る生活保護事務の旧担当者から新担当者への引継ぎ事項であって、審査請求人の生活や対応に係る情報が記録されていた。本件引継ぎ情報のうち別表に示す部分を除く部分は、旧担当者の審査請求人に対する評価、判定、所見等を記録したものであると認められる。これらの情報を審査請求人に開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、実施機関と審査請求人の信頼関係が損なわれ、担当者の対応に疑問や不安を抱くこと等が想定される。したがって、本件引継ぎ情報のうち別表に示す部分を除く部分を開示すると、実施機関の生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

(イ) これに対して、本件引継ぎ情報のうち別表に示す部分は、担当者の評価や認識が入り込む余地のない事実に係る情報が記録されていた。これらを開示しても実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるおそれは認められず、本号に該当しない。

(4) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

#### (5) 付言

当審査会で、本件処分に係る個人情報一部開示決定通知書を確認したところ、職員の個人電子メールアドレスを非開示としたことについて、非開示とする部分の概要欄及び根拠規定を適用する理由欄が明確には記載されていなかった。非開示とする根拠規定欄は記載されており、非開示とした理由の付記がなされていないとまではいえないとしても、当該記載のみで審査請求人が十分に理解できるかどうかは疑問が残る。実施機関においては、非開示とした理由について保有個人情報の部分ご

との理由が理解できるよう具体的に記載するようにされたい。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を条例第22条第7号に該当すると  
して一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではな  
く、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也

別表 非開示部分のうち開示すべき部分

| 文書名              | 該当箇所                              |
|------------------|-----------------------------------|
| ケース移管（担当者変更）について | 【引継ぎ事項】記載内容全8行のうち、<br>7行目及び8行目の全て |

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日  | 審 査 の 経 過              |
|--|------------------------|
| 令和 2 年 4 月 21 日  | ・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 令和 2 年 5 月 11 日  | ・ 審査請求人から意見書を受理        |
| 令和 2 年 7 月 16 日<br>(第259回第三部会)<br>令和 2 年 8 月 25 日<br>(第340回第一部会)<br>令和 2 年 8 月 26 日<br>(第382回第二部会) | ・ 諮問の報告                |
| 令和 4 年 10 月 25 日<br>(第366回第一部会)  | ・ 審議                   |
| 令和 4 年 10 月 31 日   | ・ 審査請求人から意見書（追加）を受理    |
| 令和 4 年 11 月 22 日<br>(第367回第一部会)  | ・ 審議                   |
| 令和 4 年 12 月 20 日<br>(第368回第一部会)  | ・ 審議                   |